

30福保子保第3635号

平成30年10月12日

区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部

保育支援課長 柳橋 祥人

(公印省略)

認証・認可外保育施設担当課長 多田 博史

(公印省略)

保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）

今般、都内の認可外保育施設において、睡眠中に乳児が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

事故を受け、認可外保育施設設置者向けに注意喚起の通知を別紙のとおり送付したので、お知らせします。

貴管内認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所及び家庭的保育事業等実施施設につきましても、標記の件について周知徹底をお願いします。

また、貴区市町村で実施される各種保育所職員向け研修において、救急救命講習の充実を図るほか、認可外保育施設職員も参加できるよう、御配慮をお願いします。

30 福保子保第3635号
平成30年10月12日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
認証・認可外保育施設担当課長 多田 博史
(公印省略)

保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）

今般、都内の認可外保育施設において、睡眠中に乳児が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

身体機能が未成熟の乳幼児を預かるリスクを充分認識していただき、別紙を参考に、睡眠時チェックの徹底等事故防止策及び容体急変時の救急対応策に万全を期していただくよう、お願いいたします。

なお、万が一事故が発生した場合は、速やかに東京都へ報告していただくようお願いいたします。

(参考)

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku
- 認可外保育施設指導監督基準
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/youkou.html>

7 健康管理及び安全確保

(7) 乳幼児突然死症候群の予防

- ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
- ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

- ア 児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
- イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理を図ること。
- ウ 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- エ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- オ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置を取ること。
- カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

- 事故報告【東京都福祉保健局 HP→子供家庭→保育サービス→認可外保育施設→各種様式(認可外保育施設(ベビーホテル・その他・事業所内)設置者用)】
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/youshiki.html>

乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防及び睡眠中の事故防止

- 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。
- 何よりも一人にしないことが大切です。
- 寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。

具体的には…

- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

- **照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ**
- **乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。**
- **仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)**
 - ・ 1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行うようにしましょう。
- **午睡(睡眠)時チェックをきめ細やかに行い、記録する**
 - ・ 必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。
 - ・ 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔です。
 - ・ 預けはじめの時期は特に注意してチェックしましょう。
 - ・ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしましょう。
 - ・ 人任せにしないよう、チェックする担当を明確にしましょう。
- **保育室内の禁煙を徹底する**
- **厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない**
- **保護者と緊密なコミュニケーションを取る**
 - ・ 預けはじめの時期や体調不良明けは特に注意して、家庭でのお子さんの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取るとともに、保育園でのお子さんの様子もきめ細やかに報告しましょう。気になることはお互いに話し合い、対策を講じましょう。

救急対応策の徹底

- 事故・病気等の際の救急対応策について、改めて確認・見直しを行うとともに、職員に周知徹底し、研修・訓練を実施しましょう。
どの時間帯でも、どの職員体制でも、救急対応ができるようにすることが大切です。

□ 常時複数職員配置の徹底

- ・緊急時に適切に対応するためにも、常時職員を複数配置しておくことが重要です。
- ・1日に保育する乳幼児の数が5人以下施設で、有資格者が1人で保育している場合、緊急時に近隣の応援体制が得られるようお願いをしておく等、体制作りが必要です。

□ 緊急時対応マニュアルの作成・見直し

(対応項目)

- 119番通報
- 心肺蘇生措置（人工呼吸、心臓マッサージ、AED）等応急措置
- 保護者への連絡
- 他の児童の保育
- ・睡眠時に異変に気づいたら、直ちに足先など抹消部を刺激し、名前を呼ぶなど意識の確認をしましょう。また、気道閉塞の様子はどうか、観察してください。
- ・119番通報と心肺蘇生措置は同時に行う必要があります。
- ・曜日別、時間帯別、職員体制別に役割分担を明確にしておきましょう。

□ 救急対応訓練の実施

- ・訓練をしていなければ、緊急時に動転してしまい、適切な対応が取れません。
- ・定期的に、救急対応訓練を行いましょ。事故内容、曜日、時間帯、児童数、職員体制等が異なる状況を想定し、また全ての職員が対応できるようになるよう、訓練を行いましょ。

□ 救命講習の受講

- ・各消防署で救命講習を実施しています。各消防署にお問い合わせください。
- ・また、(公財)東京都福祉保健財団で実施している認可外保育施設職員向けテーマ別研修でも、「救急救命訓練」を実施しています。できるだけ多くの職員が救命講習を受けられるようにしましょ。1度きりではなく、定期的に講習を受けることが大切です。